

文学研究科学位論文に係る評価に当たっての基準

○修士論文・修士研究の評価基準

(ア) 満たすべき水準

修士論文・修士研究は、専攻分野について基本的な研究方法を修得し、研究者・専門的職業人・指導的教養人としての役割を果たしうる能力と幅広い学識を有することを証示するに足るものであることをもって、その水準とする。

(イ) 評価項目

- ① 専攻分野について基本的な研究方法を修得し、研究者・専門的職業人・指導的教養人としての役割を果たしうる能力と幅広い学識を有することが示されている。
- ② 先行研究を踏まえた検討が行われており、関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し、その出典を明確に示している。

(ウ) 審査委員の体制

修士論文・修士研究の審査は、教授、准教授のうちから、研究科委員会が指名した2名以上の教員が行う。

(エ) 審査の方法

修士論文・修士研究の審査は、論文・研究審査及び口頭試問によって行う。

○博士論文（課程修了によるもの）の評価基準

(ア) 満たすべき水準

博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものであって、かつ、当該研究領域において新たな知見をもたらすものであることをもって、その水準とする。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することに社会的・学問的な意義が認められる。
- ② 専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することが示されている。
- ③ 先行研究を踏まえた検討が行われており、関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し、その出典を明確に示している。
- ④ 当該研究領域において新たな知見をもたらすものであり、当該研究領域に寄与する成果を示している。

(ウ) 審査委員の体制

博士の学位が審査に付されたときの審査委員は、教授2人を含む3人以上とし、論文提出者の指導教員全員のほかに、他専攻分野の教員1人が含まなければならない。指導教員以外の審査委員は、博士課程後期3年の課程の授業又は指導を担当する教員のうちから研究科長が指名する。審査委員会の主査は指導責任者をもって充てる。ただし、指導責任者が准教授の場合は、指導教員のうちの教授をもって充てる。審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員に加えることができる。審査委員を加える場合は、審査委員会の申し出に基づき研究科委員会の議を経るものとする。

- (1) 本研究科の教員で、博士課程後期 3年の課程の授業又は指導を担当している者
- (2) 本学の他の研究科に所属する教授又は准教授で、当該研究科において博士課程後期 3年の課程の授業又は指導を担当している者
- (3) 他大学の研究科に所属する教授又は准教授で、当該研究科において博士課程後期 3年の課程の授業又は指導を担当している者
- (4) その他前各号と同等の学識があると認められる者

(エ) 審査の方法

博士論文の審査は、論文審査及び論文口述試験によって行う。

○博士論文（論文提出によるもの）の評価基準

(ア) 満たすべき水準

博士論文は、当該研究領域において高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを証示するに足るものであって、かつ、当該研究領域において新たな知見をもたらすものであることをもって、その水準とする。

(イ) 評価項目

- ① 論文の主題を究明することに社会的・学問的な意義が認められる。
- ② 当該研究領域において高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することが示されている。
- ③ 先行研究を踏まえた検討が行われており、関連する文献・史資料を的確に収集・処理・引証し、その出典を明確に示している。
- ④ 当該研究領域において新たな知見をもたらすものであり、当該研究領域に寄与する成果を示している。

(ウ) 審査委員の体制

博士の学位論文が審査に付されたときの審査委員は、教授2人を含む3人以上とし、博士課程後期3年の課程の授業又は指導を担当する教員のうちから選挙によって選出する。ただし、審査委員は、複数の専攻分野の教員から選出する。選挙は、博士課程後期3年の課程の授業又は指導を担当する教員によって行い、その3分の2以上が出席した研究科委員会において、3名連記の無記名投票によって行う。選挙の結果、最下位当選者が複数人いるときは、その全員を審査委員に加える。ただし、当選者全員が同一専攻分野の教員である場合には、そのうち得票下位の者を1名除き、他専攻分野で最多得票の教員を加える。主査は審査委員の互選によって選出する。審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員に加えることができる。審査委員を加える場合は、審査委員会の申し出に基づき研究科委員会の議を経るものとする。

- (1) 本研究科の教員で、博士課程後期3年の課程の授業又は指導を担当している者
- (2) 本学の他の研究科に所属する教授又は准教授で、当該研究科において博士課程後期 3年の課程の授業又は指導を担当している者
- (3) 他大学の研究科に所属する教授又は准教授で、当該研究科において博士課程後期 3年の課程の授業又は指導を担当している者
- (4) その他前各号と同等の学識があると認められる者

(エ) 審査の方法

博士論文の審査は、論文審査及び論文口述試験によって行う。